

公益財団法人 国際湖沼環境委員会 賛助会員規則

（賛助会員）

第1条 公益財団法人国際湖沼環境委員会（以下「当財団」という。）に賛助会員を置く。

（賛助会員の種類）

第2条 賛助会員は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員 当財団の目的および趣旨に賛同し、事業に協力する法人または団体
- (2) 個人会員 当財団の目的および趣旨に賛同する個人

（加入）

第3条 賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて申し込むものとする。

（加入期間）

第4条 賛助会員の加入期間は、当財団の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日まで）を単位とする。ただし、新たに会員となった者の加入期間は、加入申込の日から、当該日の属する年度の終了の日までとする。

2 加入期間は、賛助会員から脱退の申出がない限り、毎年度自動的に継続されるものとする。

（会費）

第5条 会費の額は次のとおりとする。

- (1) 法人会員 年額1口につき 30,000円
- (2) 個人会員 年額1口につき 2,000円

2 会費は当財団の事業に充当し、その50%以上を法人会計に割り当てる。

3 既納の会費は、その理由の如何を問わず返還しない。

（賛助会員の特典）

第6条 賛助会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 刊行資料の配布を受けること。
- (2) 調査、研究成果の提供を受けること。
- (3) 資料、情報の提供を受けること。
- (4) 当財団が主催する講演会、シンポジウム等へ優先的に参加できること。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、この規定の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

※法人の場合は本紙（2頁目）の事項についてご誓約願います。

誓約

私（または法人、もしくは法人役員等）は、以下のいずれにも該当しないことを誓約します。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業およびそれに類似する業種

(2) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業および事業者金融業を営む事業者

(3) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法に規定する宝くじに係るものを除く。

(4) 結婚相談所、交際紹介業等の業種

(5) 探偵社、身元調査会社等の業種

(6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(7) 暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧または暴力団員を利用するなどしている事業者および暴力団の維持、運営に協力し、または関与している事業者

(8) その他、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれのある業種および事業者